

平成 28 年度第 1 回成田市福祉有償運送運営協議会議事録

1 開催日時

平成 29 年 2 月 13 日(月) 午後 1 時 30 分～2 時 10 分

2 開催場所

成田市花崎町 760 番地

成田市役所 議会棟 3 階 第三委員会室

3 出席者

(委員)

亀山委員(学識経験者)、鶴澤委員・栗原委員(公共交通機関)、武田委員・村上委員(福祉団体の代表)、加瀬林委員・三橋昭男委員・三橋 栄委員・伊藤委員(代理・交通防犯課 石井主幹)(市長が指名する職員)

(協議依頼者)

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

社会福祉法人 大成会

社会福祉法人 生活クラブ風のむら

(事務局)

福祉部長、社会福祉課長、社会福祉課課長補佐、社会福祉課社会係長

4 議題

- (1) 社会福祉法人 成田市社会福祉協議会の協議依頼(更新)について
- (2) 社会福祉法人 大成会の協議依頼(更新)について
- (3) 社会福祉法人 生活クラブ風のむらの協議依頼(更新)について

5 議事(要旨)

社会福祉協議会、大成会、生活クラブ風のむらの順番にこれまでの事業内容と料金、今後の実施体制等について説明、その後協議を行った。協議の内容は次のとおり。

(委員)

社会福祉協議会の運送区域については成田市となっているが、ガイドによると「運送の区域は市町村を単位とし、発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること」とされており、発地が成田市にあれば市外も可ということによるしいか。

(事業者 A)

今回の移送サービスについて実施要綱ということで定められており、市外でも良いというこ

とになっている。

(委員)

3社とも更新ということだが、更新にあたっては台数やエリア等については前回と変わっていないということよろしいか。

(事務局)

変わっていない。

(委員)

利用者の方はそれぞれ資格が必要であり、障害者の認定・介護保険の認定等にあっては有効期間があると思うが、その確認についてはどのようなタイミングで行っているか。

(事業者 A)

4月の年会費切替時に現況調査票を提出させている。介護保険の介護度、障害の程度等記入していただく欄があり、これにより確認している。

(事業者 B)

契約時に写しを受領し、かつ、サービスの予約時に写しを確認するという体制をとっている。従って期限の切れている方はいないと考えている。

(事業者 C)

障害者の方は受給者証、介護保険の方は更新なり介護度が変わるときに区分を確認している。期限が切れてしまうということは今のところない。

(委員)

障害者手帳を所持していれば「等級」は関係ないのか。

(事務局)

所持していれば可である。各事業所のほうに登録が必要である。

(委員)

日曜・祝祭日は運行していないとのことだが、利用したいという者もいる。そういった運用についてはできないのか。

(事業者 C)

当法人では土日祝祭日の区別はない。

(事業者 B)

営業日は基本的に 365 日である。ただし、職員（ヘルパー）の都合等もありお断りする場合もある。

(委員)

更新に当たって、利用の条件・輸送の体制等について、更新前と後で変わるものはないということによろしいか。

(各事業者)

相違ない。

(委員)

このところ高齢者ドライバーの事故がかなり指摘されているが、それぞれの団体でこのような状況を踏まえて、今後何らかの対応・研修等の考えがあれば教えていただきたい。

(事業者 A)

日頃の安全教育ということで年 2 回ドライバーミーティングを実施している。その中にはドライバーから運行に関する意見や利用者の情報提供というような場でもあり、安全運行に向けて改善点を話し合う場として実施している。また、運転者は高齢者も多いことから、アンケート調査を実施し、日常生活の状況や、持病はないのか定期的な健康診断をしているのか等について把握している。また、勤務日前の飲酒の状況や睡眠時間等について気をつけていただくよう指導している。

(事業者 B)

職員に関しては最高でも 59 歳であり、20 代 30 代の職員が主体であり年齢的な部分では問題ないと思っている。ただし、その人その人の癖があるため、保険会社で実施する移動シミュレーションカーを呼び適性診断を実施し、個々の特性に応じた指導・対応を行っている。

(事業者 C)

安全運転講習会としてドライバー・現場の職員含め、年に 4 回講習会を開催している。ドライバーの高齢化は否めないところがあり、法人本部においてアクセスチェッカーの講習を受けてもらったり、成田市内ないし利用者の自宅付近での危険箇所等について、「ヒヤリマップ」というような地図を掲示して安全運転に心がけるといった試みを実施している。

その他意見・質問等はなし

(事務局)

それではすべての事業者の更新について承認するということがよろしいでしょうか。

(委員)

—異議なし—

以上の協議を受け、今回の議題である

- (1) 社会福祉法人 成田市社会福祉協議会の協議依頼（更新）
- (2) 社会福祉法人 大成会の協議依頼（更新）
- (3) 社会福祉法人 生活クラブ風のむらの協議依頼（更新）

については、以下の条件付きで協議が調ったものとする。

1. 法令等を順守し事業を行うこと。
2. 高齢者ドライバーによる事故の多発を受け、各事業者とも適切に安全運転講習・研修会を実施・受講させ、適性検査を受検させるなど、安全な運送の確保に努めること。

なお、議題（4）その他 については特になし

6 傍聴

傍聴者なし